

「ご契約のしおり-約款」記載誤りのお詫びとお願い

拝啓 平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、お客さまにご加入いただいている「無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）」（販売名称：ドリームクルーズワイド）の「ご契約のしおり-約款」について、「解約返戻金を受け取られたとき」の税務上のお取り扱いの記載に誤りがあることが判明いたしました。

ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

つきましては、別紙の「解約返戻金の税務上のお取り扱いについて」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

今後このようなことのなきよう万全を期してまいりますので、変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

解約返戻金の税務上のお取り扱いについて

「無配当外貨建終身保険016（予定利率更改型）」（販売名称：ドリームクルーズワイド）の「ご契約のしおり-約款」について、「解約返戻金を受け取られたとき」の税務上のお取り扱いの記載に誤りがございました。正しくは以下のお取り扱いとなりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

終身保険の場合、全期前納等を行ったご契約で契約日から5年以内にご契約を解約・減額される等によって解約返戻金を受け取った際に差益が生じたとき、源泉分離課税の対象とはなりません。

つきましては、「ご契約のしおり-約款」について、下記のとおり訂正させていただきます。誤った記載となっておりますことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

誤	
<p>〈2〉解約返戻金を受け取られたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> • ご契約を解約された場合は、一時所得として次の金額が課税対象となり、他の所得と合算のうえ所得税および住民税が課税されます。 $\left\{ \text{解約返戻金額} - \text{払込保険料総額}^{\textcircled{3}} - \text{特別控除(50万円)} \right\} \times \frac{1}{2}$ <ul style="list-style-type: none"> • <u>全期前納^④等を行ったご契約で契約日から5年以内にご契約を解約・減額される等によって解約返戻金を受け取った際に差益が生じたときは、その差益に対して、復興特別所得税を含めて20.315%の源泉分離課税が行われます。</u> 	<p>③払込保険料総額 この保険の場合、払い込まれた保険料の累計額となります。</p> <p>④全期前納 ご契約時に全保険料払込期間分の年払の固定円建保険料を一括して前納いただく方法をいいます。</p>



正	
<p>〈2〉解約返戻金を受け取られたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> • ご契約を解約された場合は、一時所得として次の金額が課税対象となり、他の所得と合算のうえ所得税および住民税が課税されます。 $\left\{ \text{解約返戻金額} - \text{払込保険料総額}^{\textcircled{3}} - \text{特別控除(50万円)} \right\} \times \frac{1}{2}$ <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>③払込保険料総額 この保険の場合、払い込まれた保険料の累計額となります。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

なお、税法上のお取り扱いは2021年4月現在の税制に基づくもので、将来改正されることがあります。個別のお取り扱いについては、所管の税務署等にご確認ください。

<参考>掲載ページ

■ご契約のしおり-約款

契約日2019年5月1日～2020年4月1日：生命保険と税金について 110ページ